

中部 M-GTA 研究会 規約

(名称)

第 1 条 本会は、「中部 M-GTA 研究会」と称する。

(所在地)

第 2 条 本会は、事務局の所在地をもって団体所在地とする。

(設立年月日)

第 3 条 本会は、2017 年 1 月 28 日に設立された。

(目的)

第 4 条 本会は、中部地方において M-GTA (修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ) を活用した質的研究の実践を支援するとともに、質的研究全般の方法論的な学習、研究、議論を促進する。また、会員相互の親睦および他地方の M-GTA 研究会との親睦を深める。

(事業)

第 5 条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 研究発表会・総会の開催 (年 1 回: 研究発表、スーパーバイザーによる講義、懇親会等)
- 2) 分析ワークショップの開催 (年 1 回: データを使った分析、研究発表、懇親会、合宿等)
- 3) 講演会の開催 (年 1 回: ゲストスピーカーなどによる講演会、研究発表、忘年会等)
- 4) その他、本会の目的の達成に必要な事業
- 5) 他地方の M-GTA 研究会会員との交流 (他地方の M-GTA 研究会会員は、本会事業で発表することはできないが、会員と同じく上記事業に参加する権利を有する。)

(会員)

第 6 条 本会の会員は、会員、時限会員、名誉会員で構成される。

- 1) 会員および時限会員は、中部地方[*]に居住地か職場か在籍教育機関 (大学・大学院など) があり、M-GTA に関心がある者とする。
* 中部地方: 愛知、石川、岐阜、静岡、富山、長野、新潟、福井、三重、山梨の 10 県
- 2) 会員は、本会によって他地方の M-GTA 研究会への参加を妨げられることはない。ただし、当該研究会への参加やそこでの発表の可否については、各自で当該研究会に問合せを確認しなければならない。
- 3) 時限会員は、本会事業への初回参加時のみ時限的に会員資格を与えられ、入会の必要はない。2 回目以降の事業参加を希望する場合は、入会し会員にならなければならない。
- 4) 名誉会員は、本会に特に功労のあった会員であり、総会での推薦、承認をもって決定される。名誉会員は、居住地や職場が中部地方でなくてもよい。

(入会および退会)

第7条 入会および退会はメールで事務局に連絡し、世話人会で承認を得るものとする。

2. 会員の行為が本会にとって著しく不利益を生じる場合、もしくは、会員が本会にふさわしくないと判断された場合、当該会員の処遇について世話人会で協議し、総会に審議を諮る。総会で除名案が可決された場合は、当該会員は会員の地位を失う。

(会費)

第8条 本会会員は、以下に定める会費を、本会指定の銀行口座に納めなければならない。

- 1) 会員は、年会費として3,000円を毎年納める。なお、この年会費は、M-GTA研究会を含む他地方のM-GTA研究会で年会費を納めていても、免除されるものではない。
- 2) 時限会員は、本会事業初回参加費として1,000円を納める。ただし、当該開催事業が別途参加費を徴収している場合は、その費用も納める。
- 3) 名誉会員は、年会費の納入を免除される。
- 4) 会費の滞納が2年以上におよぶ会員は、会員の資格を放棄したものとみなし、自動退会となる。滞納分は退会後でも徴収される。
- 5) 他地方のM-GTA研究会会員は、参加費を要する事業の場合、会員とは異なる額を徴収されることがある。

(役員およびその任期)

第9条 本会に次の役員をおく。

- | | | |
|---------|-------|--------------------------|
| 1) 会長 | 1名 | 山崎浩司 |
| 2) 副会長 | 1名 | 倉田貞美 |
| 3) 事務局長 | 1名 | 長山豊 |
| 4) 事務局員 | 最大6名 | 鈴木泰子、土師しのぶ、松井瞳、山田美保 |
| 5) 世話人 | 最大12名 | 阿部正子、伊藤祐紀子、倉田貞美、長山豊、山崎浩司 |
| 6) 監事 | 1名 | 加藤真由美 |
2. 世話人以外の役員の任期は2年間とし、原則再任は認めない。任期半ばで交代した場合の任期は、前任者の任期の残任期間とする。
 3. 世話人の任期は4年間とし、再任は原則2期、最長8年間までとする。任期半ばで交代した場合の任期は、前任者の任期の残任期間にかかわらず4年間とする。ただし、前回任期半ばで交代した者が再任される場合、通算任期は8年間を超過してはならない。

(役員の職務および条件)

第10条 役員の職務内容を以下のとおり定める。

- 1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- 2) 副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故等あるときは会長の職務を代行する。

- 3) 事務局長は、入退会手続きや会員への連絡・告知などの事務業務を総括する。
- 4) 事務局員は、事務局長の指示のもとに事務業務を遂行する。
- 5) 世話人は、本会の運営および諸行事の企画立案とその業務を執行する。
- 6) 監事は、本会の財政および業務を監査する。

(役員を選出)

第 11 条 役員を選出について以下のとおり定める。

- 1) 会長は、世話人会で候補者を協議して選出し、総会にて承認する。
- 2) 副会長、事務局長、世話人、監事は、会長が任命し、世話人会および総会にて承認する。
- 3) 会長、副会長、事務局長の所属する地方区分[※]は、重なってはならない。
※ 地方区分：①甲信越地方（長野、新潟、山梨）、②北陸地方（石川、富山、福井）、
③東海地方（愛知、岐阜、静岡、三重）
- 4) 事務局員は、事務局長が任命し、世話人会および総会にて承認する。
- 5) 会長、副会長、事務局長、事務局員は世話人を兼任するが、監査は世話人を兼任しない。

(役員を罷免)

第 12 条 役員が本会にとって著しく不利益を生じる場合、もしくは、役員が本会にふさわしくないと判断された場合は、当該役員の出遇について世話人会で協議し、総会に審議を諮る。総会で罷免案が可決された場合は、当該役員は役員としての地位を失う。

(世話人会)

第 13 条 世話人会は、会長、副会長、事務局長、世話人により構成し、必要に応じて会長が招集する。

2. 世話人会は次の事項を行う。
 - 1) 事業計画、予算および決算案の立案
 - 2) 会員の入退会の承認
 - 3) 役員候補者に関する協議
 - 4) 役員としての地位に関する協議
 - 5) その他、本会の運営と事業の執行に必要な事項

(総会)

第 14 条 総会について以下のとおり定める。

- 1) 年に 1 回、定例総会を開催し、会長がこれを招集する。
- 2) 会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。
- 3) 総会は次の事項を行う。議決は出席者の過半数の賛成による。
 - ① 事業計画、予算および決算案の承認
 - ② 会長の改選と役員承認

- ③ 規約の改正および細則の制定と改正
- ④ その他、本会に必要な事項の決定

(事務局)

第 15 条 会長の定めるところに事務局をおく。

- 1) 事務局は本会の事務を執行し、財産を管理する。
- 2) 事務局の設置は、原則として事務局長の任期による交代と連動し、2 年毎に 3 つの地方区分で持ち回りとする。
- 3) 事務局長が任期半ばで交代した場合、事務局の移動を速やかに行い、事務局員も交代する。任期半ばで交代した場合の任期は、原則として前任者の任期の残任期間とする。

事務局所在地 (2017 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日)

〒920-0293 石川県河北郡内灘町大学 1-1 金沢医科大学看護学部精神看護学長山研究室

事務局メールアドレス : chubumgta@gmail.com

(会計)

第 16 条 本会の運営に必要な経費は、原則として次の 2 つをあてる。

- 1) 年会費
 - 2) 事業参加費
2. 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
3. 余剰金は、次年度へ繰り越しできる。

(細則)

第 17 条 本規約の実施に関して必要が生じた場合、細則を定めることができる。細則の制定と改正は、総会の承認をもって成立する。

(規約の改正)

第 18 条 本規約は総会の議決によって改正することができる。

(付則)

第 19 条 会の役員 (一部) は次の会員とする。

会 長	長野県松本市旭 3-1-1 信州大学	山崎 浩司
副会長	静岡県浜松市東区半田山 1-20-1 浜松医科大学	倉田 貞美
事務局長	石川県河北郡内灘町大学 1-1 金沢医科大学	長山 豊

- 2. 本規約は 2017 年 4 月 1 日より施行する。
- 3. 本規約は 2018 年 4 月 21 日に一部修正した。